

議案第 48 号

総社市手数料条例の一部改正について

総社市手数料条例（平成 17 年総社市条例第 59 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 12 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

岡山県屋外広告物条例の改正により，屋外広告物許可手数料が改定されたことから，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第 4（第 2 条関係）					別表第 4（第 2 条関係）				
区分及び種類			単 位	手数料の 金額	区分及び種類			単 位	手数料の 金額
岡 山 県 屋 外 広 告 物 条 例 (昭和 41 年 岡 山 県 条 例 第 29 号) の 規 定 に よ る 広 告 物 の 表 示 若 し く は 掲 出 物 件 の 設 置 の 許 可	貼り紙及び貼り札等		100枚まで ごとに	<u>430円</u>	岡 山 県 屋 外 広 告 物 条 例 (昭和 41 年 岡 山 県 条 例 第 29 号) の 規 定 に よ る 広 告 物 の 表 示 若 し く は 掲 出 物 件 の 設 置 の 許 可	貼り紙及び貼り札等		100枚まで ごとに	<u>420円</u>
	立看板等		1基につき	<u>440円</u>		立看板等		1基につき	<u>420円</u>
	広告旗, 広 告 板 (ネオン 及び電光 によるも の を 含 む。) 及び タンク類	表示面積	1基につき 同 同 同 同	<u>430円</u> <u>850円</u> <u>1,240円</u> <u>1,570円</u> <u>1,880円</u> <u>1,880円</u> に 10m ² を超え る部分が 1m ² に達す るまでご とに100円 を加算し		広告旗, 広 告 板 (ネオン 及び電光 によるも の を 含 む。) 及び タンク類	表示面積	1基につき 同 同 同 同	<u>410円</u> <u>810円</u> <u>1,170円</u> <u>1,480円</u> <u>1,780円</u> <u>1,780円</u> に 10m ² を超え る部分が 1m ² に達す るまでご とに100円 を加算し
		1m ² 未満のもの					1m ² 以上3m ² 未満のもの		
		3m ² 以上5m ² 未満のもの					5m ² 以上8m ² 未満のもの		
		8m ² 以上10m ² 未満のもの					10m ² 以上のもの		

改 正 後					改 正 前				
又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料				た額	又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料				た額
	アドバルーンその他これに類するもの		1個につき	<u>1,450円</u>		アドバルーンその他これに類するもの		1個につき	<u>1,370円</u>
	アーチ		1基につき	<u>2,910円</u>		アーチ		1基につき	<u>2,750円</u>
	広告網その他これに類するもの		1個につき	<u>750円</u>		広告網その他これに類するもの		1個につき	<u>710円</u>
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。